

九州大学育成者権取扱規程

平成30年度九大規程第32号
制 定：平成30年 9月28日
最終改正：令和 5年 3月31日
(令和4年度九大規程第100号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学知的財産取扱規則（平成16年度九大規則第93号。以下「規則」という。）第22条第3項の規定に基づき、育成者権の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 育成者権 知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項及び種苗法（平成10年法律第83号）第19条から第32条に規定する知的財産権であり、職員が本学における研究活動に伴い育成した種子植物、しだ類、せんたい類、多細胞の藻類その他政令で定める植物について品種登録を受け、当該品種を利用する権利を専有することをいう。
- (2) 品種 種苗法第2条第2項に規定する品種をいう。
- (3) 育成 種苗法第3条第1項に規定する育成をいう。
- (4) 職務育成品種 職員が育成した品種であって、その育成が性質上当該職員の所属部局に係る研究活動の範囲に属し、かつ、その育成をするに至った行為が当該職員の研究活動に属するものをいう。
- (5) 品種登録 種苗法第3条第1項に規定する品種登録をいう。
- (6) 職員 本学と雇用関係にある者をいう。
- (7) 外部機関等 本学と共同研究又は委託研究を行う者その他本学に帰属しない個人及び団体をいう。

(届出)

第3条 職務育成品種の育成をした職員は、速やかに有体物管理センター（以下「センター」という。）が定める手続により、有体物管理センター長（以下「センター長」という。）に届け出なければならない。

2 職務育成品種の育成をした職員は、前項の手続きを経ずに、独自に当該育成品種について品種登録の出願をし、又は育成した者の地位を第三者に承継させてはならない。

(職務育成品種の認定)

第4条 センター長は、前条第1項の届出を受けた場合、速やかに職務育成品種の認定の可否を決定し、その結果を届出のあった職員に通知するものとする。

2 センター長は、前項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ関係職員に意見を聞くことができるものとする。

(権利の承継)

第5条 職員が行った職務育成品種に係る育成者権を受ける権利は、原則として本学が承継するものとする。ただし、前条第1項により職務育成品種として認定しないと決定した場合は、この限りでない。

2 センター長は、前項の規定に基づき、速やかに職務育成品種に係る育成者権を受ける権利の承継を決定し、これを届出のあった職員に通知するものとする。

(大学への譲渡手続)

第6条 前条により職務育成品種に係る育成者権を受ける権利を本学が承継する場合、職員はセンターが定める手続により、速やかに総長への譲渡証書その他本学が必要とする書類を提出しなければならない。

(出願等手続)

第7条 センターは、第5条により本学が職務育成品種に係る育成者権を受ける権利を承継すると決定した品種の品種登録出願等の手続を行うものとし、当該品種の育成を行った職員は、必要に応じてこれに協力するものとする。

2 センター長は、職務育成品種について品種登録を受けたときは、その旨を職務育成品種の育成をした職員に通知するものとする。

(利用権の許諾)

第8条 本学は、本学が品種登録している品種（以下「登録品種」という。）について、種苗法第25条第1項に規定する専用利用権又は第26条第1項に規定する通常利用権の許諾により当該登録品種が適正かつ合法的に社会で有効活用されると判断した場合、センターが定める手続により、許諾に必要な条件を定めた「登録品種に係る利用権設定契約書」を締結した上で許諾を行う。

(利用料収入の配分)

第9条 利用権を許諾することにより本学が利用料収入を得た場合の当該収入の配分については、九州大学育成者権取扱規程実施細則（平成30年度九大細則第9号）で定める。

(意義申立て)

第10条 センター長は、規則第33条第1項の規定による異議の申立てを受けた場合は、センター委員会の議を経て速やかにその取扱いを決定し、その結果を申立者に通知するものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、育成者権の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年9月28日より施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年度九大規程第138号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規程第100号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。